

常滑市宿泊税検討委員会
報告書（案）

令和 5 年 1 1 月
常滑市宿泊税検討委員会

○目 次

第1 検討にあたって	1
第2 常滑市の現状	2
1 観光客等の推移	2
2 愛知県国際展示場の来場者数と催事件数の推移	2
3 中部国際空港旅客数の推移	3
4 宿泊施設の状況	3
5 常滑市の抱える受入環境の課題	4
6 歳入及び市税収入の推移	5
7 歳出及び観光費の推移	5
8 長期債務残高の推移（見込）	6
9 財政健全化指標の推移（見込）	6
第3 検討にあたっての論点	8
第4 宿泊税導入の目的、使途について	9
1 先行自治体の導入の目的	9
2 常滑市の観光戦略	10
3 導入に係る基本的な考え方	11
4 宿泊税の使途	11
5 宿泊税を財源とする取組	12
第5 宿泊税の課税要件について	13
1 課税客体、納税義務者等	13
2 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限	14
3 税率（税額）、免税点	15
4 課税免除	16
5 課税期間（見直し期間）	17
6 特別徴収交付金等	17
7 システム改修費整備補助金	18
8 宿泊税の課税要件の考え方（まとめ）	20
第6 おわりに（まとめ）	22
参考1：委員名簿	23
参考2：検討経過	23
参考3：宿泊事業者へのヒアリング等	24

第1 検討にあたって

常滑市は、2005(平成17)年の中部国際空港の開港により、空港島やりんくう地区に宿泊施設や商業施設等が整備されたことで、まちの発展とともに観光地として賑わいが生まれ、2019(令和元)年の愛知県国際展示場開業によって、ビジネスを目的とした人の往来も生まれるようになった。

新型コロナウイルス感染症の影響で人々の交流は停滞したが、現在では水際対策の緩和や感染症法上の位置づけが変更され、今後は国内外問わず、多くの観光やビジネスによる来訪者(宿泊者)が期待できることから、「まちの成長」にむけた絶好の機会を迎えている。

こうした状況にある一方で、空港島から市内への回遊性、観光スポットや飲食店等の受入環境(キャッシュレス化、多言語化対応、稼働時間等)に課題があり、空港島の来訪者(宿泊者)の賑わいを「まちの成長」に活かさきれていないのが現状である。

今後増加する来訪者(宿泊者)を「まちの成長」につなげるためには、回遊性や受入環境の向上が必要であり、具体的には「新たな交通手段の確保」や「受入環境整備」といった市内に足を運んでもらえる取組が重要である。そしてこれらの取組を継続的に実施していくことが、「来訪者(宿泊者)の増加」となり、「まちの発展・活性化」につながり、「さらなる来訪者(宿泊者)の増加」という好循環が生み出される。

そのため常滑市では、これらの取組を継続的に実施する安定的かつ持続的な財源としての『宿泊税』導入について、庁内各課によるワーキンググループを立ち上げ、検討を行ってきた。

その結果、「受益」と「負担」の観点等から宿泊者に一定の負担(宿泊税)を求めることは有効であるが、導入の妥当性や制度設計等について、有識者等による更なる検討が必要との結論となり、多様な視点による客観的な検討体制を目的に、学識経験者、宿泊事業者、観光関係事業者等で構成する「常滑市宿泊税検討委員会」を設置することとなった。

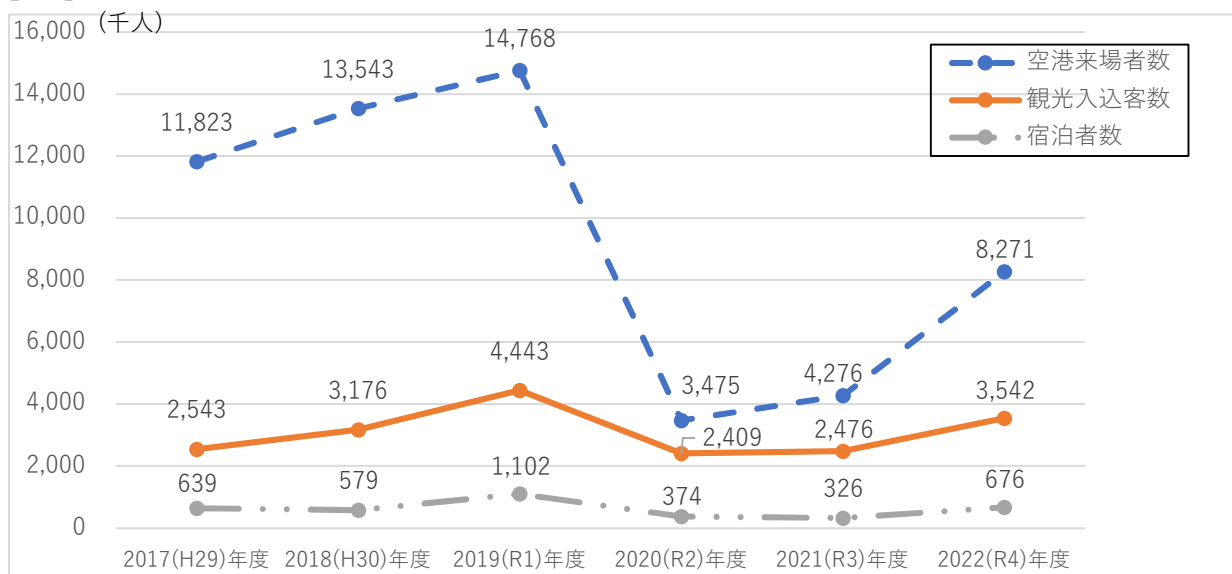
本検討委員会では、導入先行自治体の状況把握・調査、宿泊事業者へのヒアリングやアンケート調査を参考に、導入の妥当性や具体的な使途・課税要件等について検討を行った。

第2 常滑市の現状

1 観光客等の推移

観光入込客数は、2019(令和元)年度は過去最高となる4,443千人であったが、新型コロナウイルスの流行により減少に転じ、2021(令和3)年度には約2,476千人まで落ち込んだ。2022(令和4)年度はウィズコロナの風潮となり、3,542千人まで回復した。宿泊者数も同様に、2019(令和元)年は過去最高の1,102千人であったが、2021(令和3)年には326千人まで落ち込み、2022年(令和4)年には676千人まで回復。2023(令和5)年は700千人～800千人程度になる見込みである。

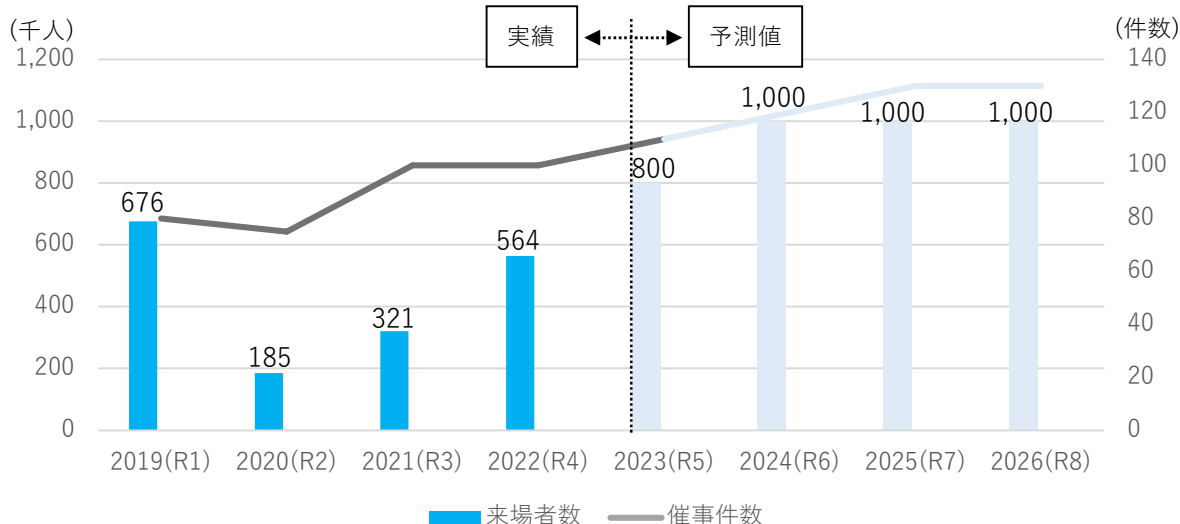
【図1】観光客等の推移



2 愛知県国際展示場の来場者数と催事件数の推移

2019(令和元)年度に開業した愛知県国際展示場では、国際的な展示会やコンサート等が開催され、中部地域の交流拠点となっている。2020(令和2)年度以降は、新型コロナウイルスの流行により減少したが、徐々に来場者・催事件数とも増加しており、今後は国際的な交流を促進し、ひいては地域の活性化・経済発展に資するものと期待される。

【図2】愛知県国際展示場の来場者数と催事件数の推移



3 中部国際空港旅客数の推移

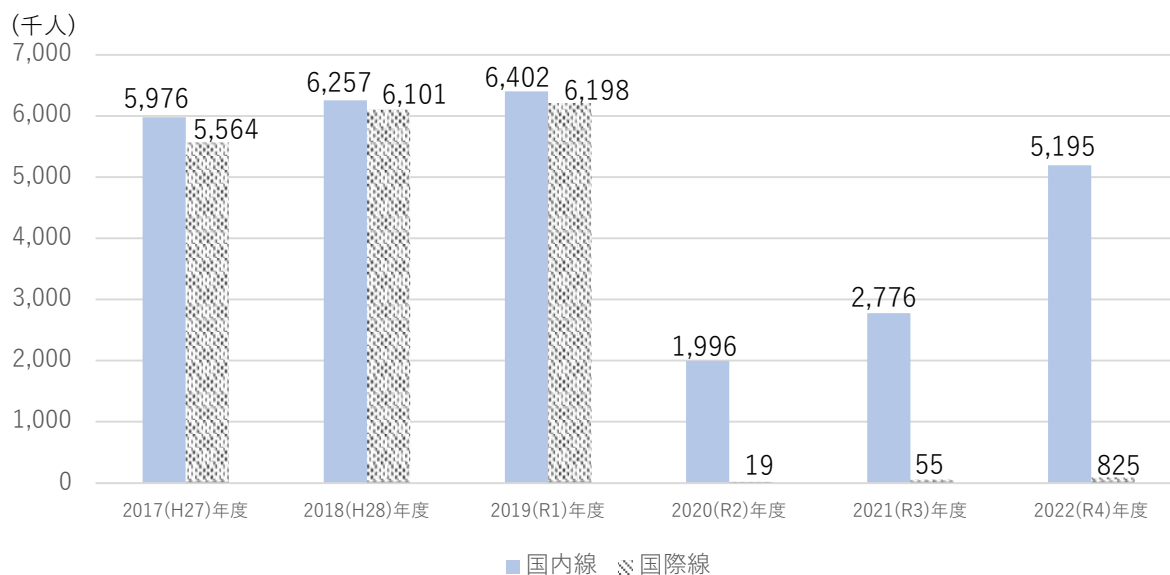
2005(平成 17)年 2 月に開港した中部国際空港は、中部圏と国内外との「人やモノの交流」を支える重要な社会インフラとして、多くの人々の往来を促してきた。旅客数は 2015(平成 27)年度から 5 年連続で 1,000 万人を突破し、本地域の賑わいを創出するとともに産業の活性化をはじめ、本地域の成長を牽引してきたが、2020(令和 2 年)年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて、旅客数は激減した。

現在では、水際対策の大幅緩和や国の旅行支援等により、国内線においては、コロナ禍前の水準に戻りつつあり、国際線についても回復が進んでいる。5 月に感染症の位置づけが 2 類から 5 類に変更されたことや 8 月の中国団体旅行解禁により、今後はさらなる旅客数の増加が期待される。

【図 3】 中部国際空港旅客数の推移

(単位：人)

	2017	2018	2019	2020	2021	2022
旅客数	11,539,901	12,358,026	12,600,471 (過去最高)	2,015,955 (過去最低)	2,831,356	6,020,284
国内線	5,975,786	6,257,086	6,402,334	1,996,475	2,776,015	5,194,537
国際線	5,564,115	6,100,940	6,198,137	19,480	55,341	825,747



4 宿泊施設の状況

市内には、旅館業法によって営業を許可された宿泊施設が 28 軒(※ 営業休止中の施設を含む。令和 5 年 3 月 31 日現在)立地しており、全体で部屋数 4,297 室、定員数 7,716 人と県内では名古屋に次ぐ規模となっている。特徴として、全体の 70%を空港島内の宿泊施設が占めている。

今後、国際線の復便や愛知県国際展示場での M I C E 利用が活発となれば、宿泊需要の増加が見込まれる。

また、住宅宿泊事業法に基づく「民泊」も 8 軒(※ 営業休止中の施設を含む)営業している。

	施設数	部屋数	定員数
ホテル・旅館	19 軒	4,267 室	7,496 人
(空港島内)	(4 軒)	(3,338 室)	(5,859 人)
簡易宿所	9 軒	30 室	220 人
(空港島内)	(1 軒)	(2 室)	(138 人)
計	28 軒	4,297 室	7,716 人
(空港島内)	(5 軒)	(3,340 室)	(5,997 人)

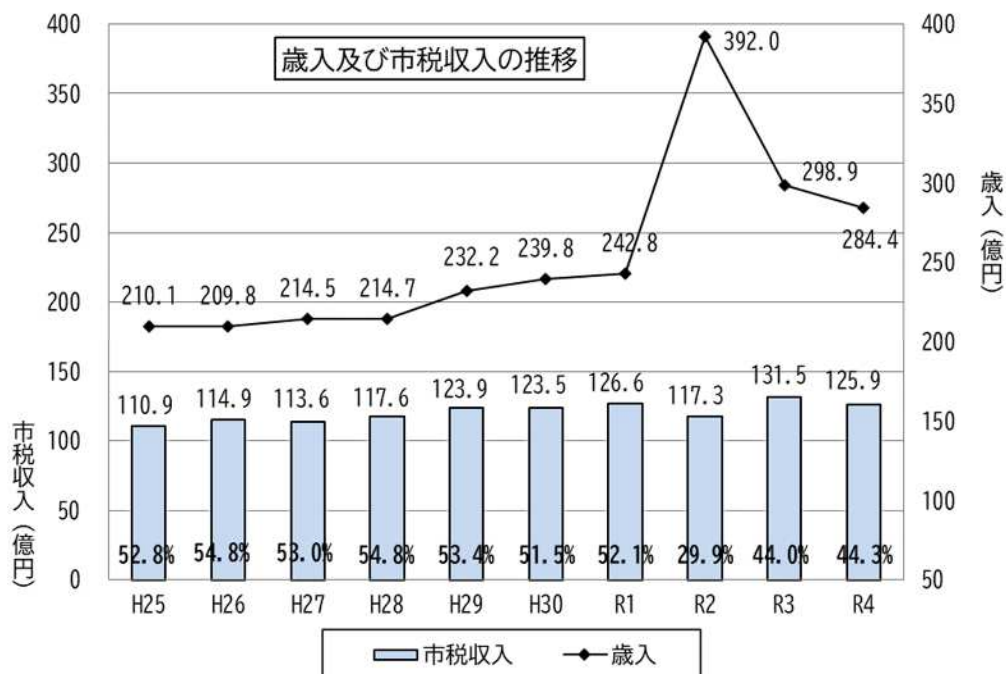
5 常滑市の抱える受入環境の課題

今後も愛知県国際展示場や空港を利用する来訪者（宿泊者）は、増加が見込まれるものの、次の課題を抱えている。

- ◆多くの来訪者が滞在する空港島から市街地へのアクセスが悪い
 - ・名鉄電車は運行しているが利便性が悪い（便数少・終電・ホテルからの距離）
 - ・周遊する際にクルマ以外で移動する手段が限られている
- ◆空港島と市内飲食店の連携が悪い
 - ・空港島内に夜9時以降も営業する飲食店がなく、愛知県国際展示場イベント終了時に、“夕食難民”問題が発生
- ◆魅力的なコンテンツがあるにも関わらずPR不足
 - ・観光客の興味度が高いにも関わらず、認知度が低い地域資源が多い
- ◆観光消費額が上がる仕組みになっていない
 - ・「やきもの散歩道」をタダで見ても帰ってもらうだけで、飲食消費や体験消費につながっていない
- ◆多言語対応が十分ではない
 - ・中部国際空港経由で来訪する外国人や、愛知県国際展示場来場者を含めたビジターに対して十分な対応ができていない
- ◆モデルコースが確立できていない
 - ・一日中および宿泊した上での周遊、観光消費につながるようなモデルコースを整備できていない
- ◆選ばれる宿泊地になっていない
 - ・近隣の温泉郷などと比較して“選ばれる宿泊地”になっていない。「ナイト観光の充実」「魅力の認知度向上」が必要
- ◆観光案内所機能、観光推進体制が弱い
 - ・セレクト土産品が揃い、訪れること自体が“旅の目的”になるような魅力的な観光案内所へ

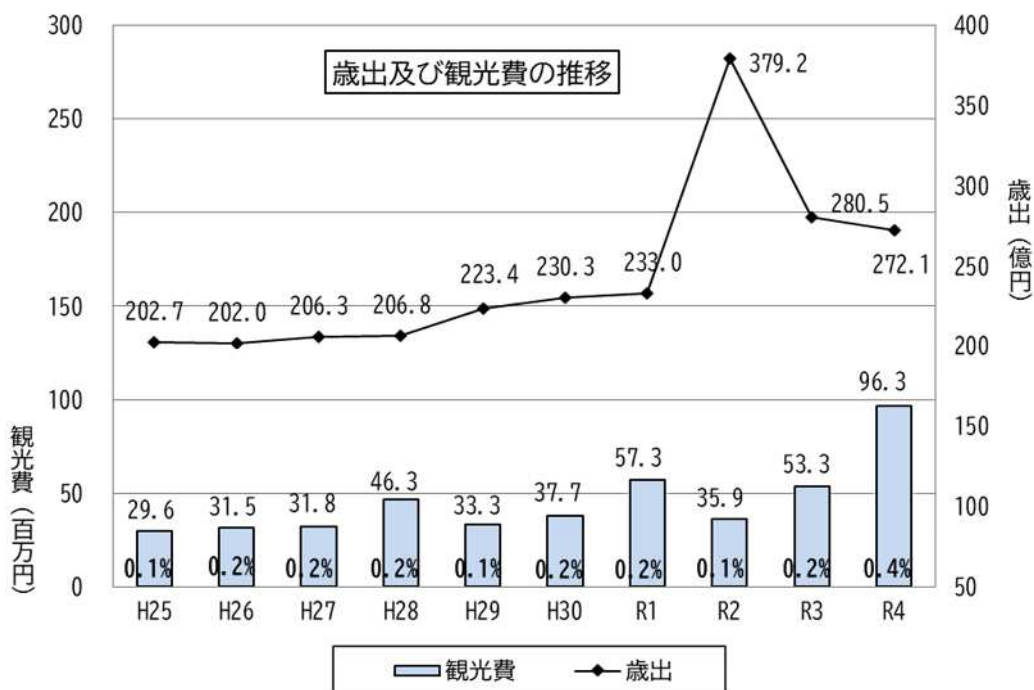
6 歳入及び市税収入の推移

歳入のうち大きな要素である市税収入は、空港開港により空港関連税収を中心に増加した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた2020(令和2)年度を除き2017(平成29)年度以降は120億円超で推移しているが、歳入に占める割合は減少傾向である。



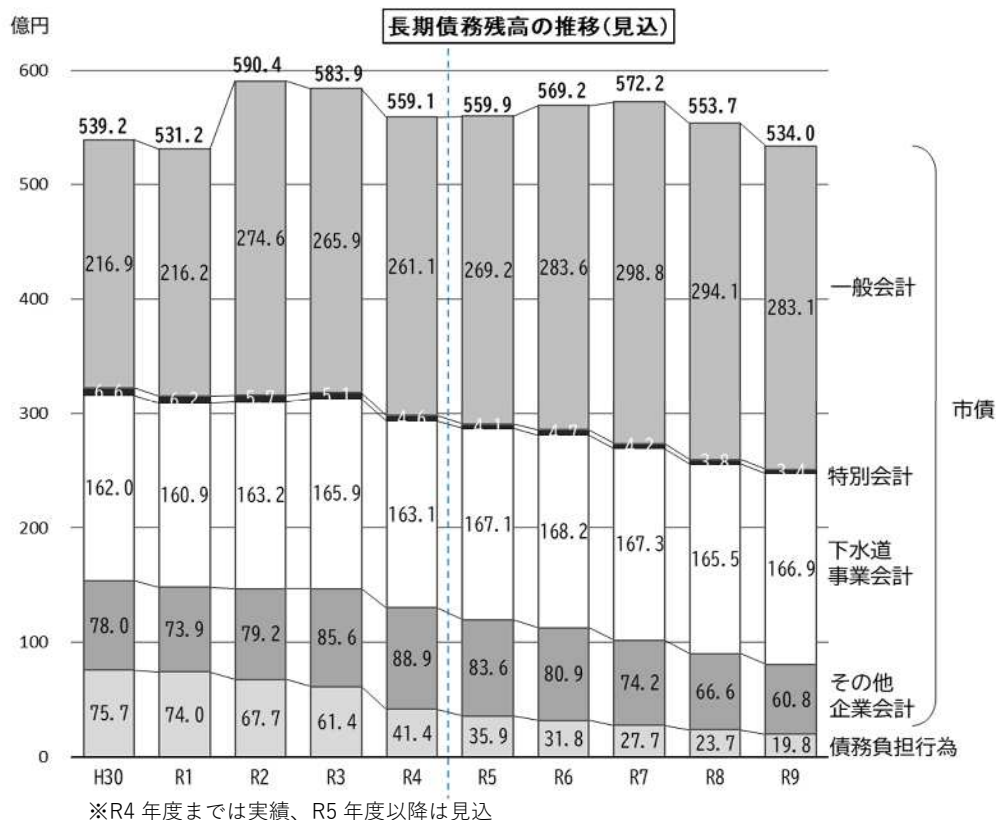
7 歳出及び観光費の推移

歳出における観光費の割合は、2021(令和3)年度まで0.1%~0.2%で推移していた。「常滑市観光戦略プラン 2022」に基づき戦略的な観光事業をスタートしたことから2022(令和4)年度は0.4%(約1億円)と大幅に増加している。



8 長期債務残高の推移（見込）

市債や借入金の残高等を合わせた「長期債務残高」は、2023(令和5)・2024(令和6)年度に新学校給食共同調理場整備に係る借入が、2025(令和7)年度に市体育館の大規模改修に係る借入が予定されていることから増加する見込みである。



9 財政健全化指標の推移（見込）

市の財政の健全度を表す「実質公債費比率」は、市役所新庁舎整備等に係る市債の元金償還開始に伴い、2023(令和5)年度以降は段階的に数値が悪化していく見込みである。また、「将来負担比率」は、長期債務残高の増加に伴って数値が悪化していく見込みである。

なお、2022(令和4)年度における常滑市の各比率は、早期健全化基準を下回り健全性は保たれているものの、愛知県内54市町村中、将来的に抱える負担が最も大きくなっている。

(単位：%)

指標名	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
実質公債費比率	12.4	12.4	12.3	11.6	11.6	12.6	13.3	13.7	14.0	14.7
将来負担比率	121.7	111.0	121.0	121.5	107.3	119.7	138.8	161.2	170.6	168.9

※R4年度までは実績、R5年度以降は見込

常滑市の現状まとめ

- ・今後も来訪者が増加する一方、来訪者の受入体制に課題が多く、「まちの成長」につなげられていない。
- ・市税収入の大幅な増加が見込めない中、「常滑市観光戦略プラン」に基づく戦略的な観光事業がスタートし、歳出に占める観光費の割合が急激に高まっている。
- ・また、市債や借入金等を合わせた「長期債務残高」は今後増加し、財政の健全性は悪化していく見込みであることから、現状の自主財源で観光振興、受入体制の課題解決を図ることは難しい。
- ・課題解決による「まちの成長」を通じて、常滑市がステップアップするためには、新たな“安定的かつ持続的”な財源が必要。

【図4】 空港島周辺の観光スポット



第3 検討にあたっての論点

法定外目的税を創設するにあたっては、地方税法第733条の規定により、総務大臣は、道府県又は市町村から、法定外目的税の新設又は変更をしようとする協議の申出を受けた場合、次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならないとされている。

- (1) 国税又は他の地方税の課税標準と同じくし、かつ、住民負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

また、法定外税の検討の際は、「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」（平成15年11月11日総税企第179号総務省自治税務局長通知）の内容も適宜参考とすることとされている。

法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について（抜粋）

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2 その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たっては、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のことに留意すべきである。

(1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。

(2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収を確保できる財源があること、その税収を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものではないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。

(3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済政策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民（納税者）の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。

(4) 法定外税の創設に係る手続きの適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明が必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。（以下略）

本検討委員会では、以上のこと及び庁内ワーキンググループでの検討内容等を踏まえ、「宿泊税導入の妥当性」や「宿泊税の使途」、「課税要件（納税義務者、特別徴収義務者、税率、免税点、課税免除等）」等について検討を行った。

第4 宿泊税の導入目的、使途について

1 先行自治体の導入目的

下表のとおり、いずれの導入先行自治体においても、宿泊税の導入目的としては、「都市の魅力を高める」及び「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が掲げられている。

自治体名	宿泊税導入の目的
東京都	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
大阪府	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
京都市	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
金沢市	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
倶知安町	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
福岡県	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
福岡市	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てるため。
北九州市	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

2 常滑市の観光戦略

常滑市の観光振興に関する具体的な戦略を定めたものが、2022(令和4)年3月に策定された「常滑市観光戦略プラン 2022」で、計画期間は2022(令和4)～2026(令和8)年度の5年間である。観光地として目指すべき姿を実現するための9つの基本戦略を掲げている。

◆観光地として目指すべき姿

「観光地とこなめ」の最終的なゴールは、来訪した全ての方々が本市の多様な魅力に触れて、楽しく幸せな気分になり、明日から元気になれる“幸せのチカラ(ハッピー)”を持って帰ることができるような観光地として世界中から観光客を、招き続けること



◆計画の柱となる基本戦略

基本戦略	
A	<イメージ対策> 常滑焼を活かしたデザインで観光地のイメージ化を図る
B	<認知度向上対策> 情報発信の強化を行う
C	<ターゲット対策> シニア向けの ^④ ツアー商品を開発する
D	<ターゲット対策> ファミリー層向けに遊び体験商品を開発する
E	<インバウンド対策> 外国人が常滑市内で快適に観光ができる環境を整える
F	<コンテンツ造成> 常滑市の特性を活かした食・特産品の観光化を行う
G	<コンテンツ造成> 陶磁器会館に人が集まりやすい仕掛けをつくる
H	<コンテンツ造成> りんくうビーチにおいて夕日、飛行機をテーマに開発する
I	<二次交通対策> 既存の対策の見直しと新規の移動手段を検討する

3 導入に係る基本的な考え方

「第2 常滑市の現状(p2～7)」で述べたとおり、空港島から市内へのアクセス改善、観光スポットや市内飲食店における稼働時間、多言語化対応といった受入体制拡充等の課題解決を図り、「まちの成長」につなげるためには、安定的かつ持続的な財源が必要不可欠である。

来訪者（宿泊者）の増加→「まちの成長」⇒新たなサービスを提供→来訪者（宿泊者）の増加…という「好循環」を生み出す財源として、宿泊税は**適当**であると考える。

4 宿泊税の使途

宿泊税の使途については、「①来訪者（宿泊者）の満足度向上」、「②来訪者（宿泊者）の増加」、「**③好循環を加速させるための基金積立**」の三原則を掲げ、取組を展開していくこととする。

また、宿泊税を充当する事業については、新規事業、既存事業の拡充に充当することが適当であると考える。



5 宿泊税を財源とする取組

使途の三原則の他、宿泊事業者へのヒアリングやアンケート調査、常滑市観光戦略プラン 2022 をふまえ、宿泊税を財源とする取組を、次のとおり整理した。

使途の概要		取組
宿泊税使途の三原則	①来訪者（宿泊者）の満足度向上 <目的> 受入環境整備・魅力向上による 『観光消費の拡大』	<ul style="list-style-type: none"> ・シャトルバス運行事業 ・ナイトタイムエコノミー推進事業 ・おもてなし人材雇用支援事業 ・エリアMAP(災害情報含む)作成 ・宿泊エリア魅力向上補助金 ・「みんなで観光コンシェルジュ」事業 ・観光地ウェルカムサイン、多言語サイン整備 ・キャッシュレス推進事業 ・とこなめツアーガイド育成 ・EBPMに向けた観光データ収集、活用、リピーター獲得
		<既存> <ul style="list-style-type: none"> ・観光パンフレット(常滑じゃらん) ・遊び体験メニュー造成・磨き上げ など
	②来訪者（宿泊者）の増加 <目的> 大規模プロモーションによる 『誘客の促進』	<ul style="list-style-type: none"> ・エリアMICE推進事業(運営体制整備含む) ・ホームページ、SNSでの発信強化 ・国内外旅行会社等プロモーション ・メディア・インフルエンサー招請 ・広告出稿
	<既存> <ul style="list-style-type: none"> ・PRポスター作成 ・鉄道会社と連携したキャンペーン など 	
③好循環を加速させるための基金積立	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興の事業や緊急的事業への活用 	
特別徴収事務報奨金	<ul style="list-style-type: none"> ・各宿泊事業者への還元(徴収額の6%) 	

<宿泊事業者アンケートで出された意見(要旨)>

Q: 宿泊税の使い道として望ましいと思うものを教えてください。

○空港島と市街地を結ぶバスなどの交通ネットワーク改善

- ・一番の課題は交通。展示場イベントが終わる21時以降のバス等がほしい。
- ・常滑駅と空港を結ぶシャトルバスがあれば利便性が上がり、宿泊者が増える。

○夜間でも食事ができるような環境整備

- ・夕食難民問題は甚大。飲食店の充実や集積。

○多言語化サインの設置やマップの作成

- ・外国人にも楽しんでもらえる多言語対応や街中の多言語サインの設置。

○観光情報の発信

- ・地域の魅力発信が弱すぎる。宿泊施設のPRを含めたプロモーション。

○コンサートなどの国際展示場での夜間イベントの増加

- ・国際展示場のイベント時は稼働が上がるため、イベント促進施策。

第5 宿泊税の課税要件について

本検討委員会では、「宿泊税」の課税要件について、先行して宿泊税を導入している自治体の事例や宿泊事業者へのアンケート調査等を参考にしながら検討を行った。

1 課税客体、納税義務者等

導入先行自治体においては、東京都以外の全ての自治体が「ホテル」「旅館」等のほか、「民泊」も課税客体に含んでいる。(参考図表①)

課税客体を宿泊施設への宿泊行為とした場合には、享受する行政サービスにおいては、宿泊施設による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とすることが適当であると考えられる。

【方針】

◆課税客体

市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為

- ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）

◆納税義務者

- ・宿泊施設への宿泊者

◆課税標準

- ・宿泊施設への宿泊数

【参考図表①】 宿泊税導入先行自治体における状況(課税客体、納税義務者等)

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	2002(平成14)年10月	2017(平成29)年1月	2018(平成30)年10月	2019(平成31)年4月	2019(令和元)年11月	2020(令和2年)4月	2020(令和2年)4月	2020(令和2)年4月	2023(令和5)年4月
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	長崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者	上記施設への宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
課税標準	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左	上記施設への1人、1部屋又は1棟の宿泊料金	上記施設への宿泊数	同左	同左	同左

2 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限

全ての導入先行自治体において、宿泊事業者等を特別徴収義務者とし、宿泊事業者等が宿泊者から宿泊税を徴収して自治体に納入する特別徴収の方法で行っている。

(参考図表②)

導入先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当であり、また、申告期限についても、毎月末日までに前月分を申告納入（一定の要件を満たす場合は3か月ごとに申告納入）することが適当であると考えます。

【方針】

◆特別徴収義務者

- ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者
- ・宿泊税の徴収について便宜を有する者

◆徴収方法

- ・特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入する）

◆申告期限

- ・毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入

※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能

【参考図表②】 宿泊税導入先行自治体における状況(特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限)

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	2002(平成14)年 10月	2017(平成29)年 1月	2018(平成30)年 10月	2019(平成31)年 4月	2019(令和元)年 11月	2020(令和2年) 4月	2020(令和2年) 4月	2020(令和2)年 4月	2023(令和5)年 4月
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第4項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・宿泊施設の経営者(旅館・ホテル等及び民泊) ・宿泊税の徴収について便宜を有する者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者
徴収方法	・特別徴収特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納付が可能	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

3 税率（税額）、免税点

導入先行自治体において、概ね 100 円から 1,000 円の間で設定されており、税率（税額）は一律又は宿泊料金に応じて税率（税額）が変わる制度としており、東京都及び大阪府は免税点を設けている。（参考図表③）

宿泊事業者アンケートでは、税率（税額）について「一律の方がシンプルでよい。値段によって税率が異なるのはミスにつながる」や「税率が異なる場合、スタッフの作業負担が大きい」といった意見のほか、「（一律の場合）宿泊料金によっては負担感が不公平」といった意見があった。（参考図表④）

本検討委員会でも、「税率は現場の負担が少ない「一律」がよい」や「税率（税額）は 100 円で検討できないのか」といった様々な意見が出た。

これらの意見を踏まえつつ、今後必要となる「まちの成長」に向けた事業規模を勘案し、一定の税収を確保しながら宿泊事業者の作業負担軽減となるよう、現段階では一律 200 円の税率（税額）とすることが適当であると考えている。

また、享受する行政サービスにおいては、宿泊料金による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から免税点は設けないこととするのが適当であると考えている。

【方針】

◆税率（税額）

- ・ 1 人 1 泊につき 200 円

◆免税点

- ・ なし

【参考図表③】 宿泊税導入先行自治体における状況(税率(税額)、免税点)

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
税率	1人1泊について、宿泊料金が ①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円	1人1泊について、宿泊料金が ①7千円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：300円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	1人1泊または1部屋1泊の 宿泊料金の2%	200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は、50円 ※その他新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円	1人1泊について、宿泊料金が ①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 (上記いずれも、うち県税50円)	1人1泊につき 200円 (うち県税50円)	1人1泊について、宿泊料金が ①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円
免税点	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
～7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	※5千円の場合 100円	200円	200円	200円	100円
7千円～1万円未満	非課税	100円	200円	200円	※7千円の場合 140円	200円	200円	200円	100円
1万円～1.5万円未満	100円	100円	200円	200円	※1万円の場合 200円	200円	200円	200円	200円
1.5万円～2万円未満	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合 300円	200円	200円	200円	200円
2万円～5万円未満	200円	300円	500円	500円	※2万円の場合 400円	200円	500円	200円	500円
5万円～	200円	300円	1,000円	500円	※5万円の場合 1,000円	200円	500円	200円	500円

【参考図表④】 宿泊事業者アンケート意見（要旨）

Q：宿泊税の税率（税額）の考え方

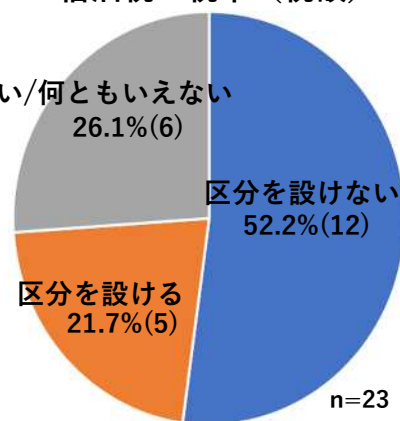
○区分を設けない方がよいとする意見

- ・一律の方がシンプルでよい。値段によって税率が異なるのはミスにつながる。
- ・税率が異なる場合、スタッフの作業負担が大きい。

○区分を設けた方がよいとする意見

- ・宿泊料金によっては負担感が不公平になる。
- ・料金によっては一律の取扱いが不公平になるので、累進税率あるいは消費税のように宿泊料金の一律〇%とする方が公平。

宿泊税の税率（税額）



4 課税免除

導入先行自治体のうち、京都市は、修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒等及びその引率者について、倶知安町や長崎市は修学旅行に加えて、職場体験やスポーツ大会に参加する学生等についても課税免除としている。（参考図表⑤）

課税免除を設ける基準が難しく、作業が複雑になることや常滑市では、修学旅行の受入がほとんどないことから、課税免除は「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみとするのが適当であるとする。

【方針】

◆課税免除

- ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

【参考図表⑤】 宿泊税導入先行自治体における状況(課税免除)

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	2002(平成14)年10月	2017(平成29)年1月	2018(平成30)年10月	2019(平成31)年4月	2019(令和元)年11月	2020(令和2年)4月	2020(令和2年)4月	2020(令和2年)4月	2023(令和5)年4月
課税免除			・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者		・学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒、学生及び引率者 ・倶知安町内で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生				・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者
	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

5 課税期間（見直し期間）

前述の総務省の通知「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項について」において、「法定外税の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされている。

導入先行自治体において、福岡市や北九州市は条例施行後3年経過時に見直しを行い、その後は5年ごとに、長崎市は3年ごとの見直しを行うこととしている。（参考図表⑥）

導入先行自治体と同様に、当初は3年、それ以後は5年ごとの見直し期間とすることが適当であると考ええる。

【方 針】

◆課税期間（見直し期間）

- ・ 条例施行後3年、その後は5年を目途に見直し

【参考図表⑥】 宿泊税導入先行自治体における状況(課税期間(見直し期間))

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	2002(平成14)年 10月	2017(平成29)年 1月	2018(平成30)年 10月	2019(平成31)年 4月	2019(令和元)年 11月	2020(令和2年) 4月	2020(令和2年) 4月	2020(令和2)年 4月	2023(令和5)年 4月
条例明記	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	条例施行後、 5年ごと	なし	条例施行後、 3年、その後 5年ごと	条例施行後、 3年、その後 5年ごと	条例施行後、 3年ごと

6 特別徴収交付金等

宿泊事業者を特別徴収義務者として指定した場合、徴収にかかる新たな事務やその経費負担を課すことになるため、導入先行自治体では、宿泊税額に応じて交付金等を支給することとしている。（参考図表⑦）

導入先行自治体は全て2.5%の交付金等を交付しているが、現金以外の決済において手数料等が発生し、2.5%では実質赤字になるという意見がある。そのため、導入先行自治体より手厚い措置として、2.5%に手数料分を上乗せした6.0%の特別徴収報奨金を交付することが適当であると考ええる。

【方 針】

◆特別徴収報奨金

- ・ 納期内納入額の6.0%（上限なし）

【参考図表⑦】 宿泊税導入先行自治体における状況(特別徴収交付金等)

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	2002(平成14)年 10月	2017(平成29)年 1月	2018(平成30)年 10月	2019(平成31)年 4月	2019(令和元)年 11月	2020(令和2)年 4月	2020(令和2)年 4月	2020(令和2)年 4月	2023(令和5)年 4月
名称	宿泊税特別徴収 交付金	宿泊税特別徴収 義務者徴収奨励 金	宿泊税特別徴収 事務補助金	宿泊税特別徴収 事務交付金	宿泊税特別徴収 義務者徴収奨励 金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収 奨励金
交付額	納付された金額 の2.5% (導入から5年間 は特例措置とし て+0.5%) 【交付上限額】 100万円	①すべて納期内 完納しているとき 納期内完納額の 2.5% ②1か月でも納 期内完納してい ないとき 納期内完納額の 2.0% ③加算金を伴う 増額更正等を受 けたとき 納期内完納額の 1.0% (導入から5年間 は特例措置とし て+0.5%)	納期内納入額の 2.5% (導入から5年間 は特例措置とし て+0.5%) 【交付上限額】 200万円	納期内納入額の 2.5% (導入から5年間 は特例措置とし て+0.5%) ※令和5年度ま では上記に申告 納入月1月につ き1,000円を 加算。 【交付上限額】 前期、後期それ ぞれ50万円	①すべて納期内 完納しているとき 納期内完納額の 2.5% ②1か月でも納 期内完納してい ないとき 納期内完納額の 2.0% ③加算金を伴う 増額更正等を受 けたとき 納期内完納額の 1.0% (導入から5年間 は特例措置とし て+0.5%)	納期内納入額の 2.5% (導入から5年間 は特例措置とし て+0.5%、また、 福岡県、福岡市、 北九州市の独自 制度として、交 付対象期間にお ける全ての申告 を電子申告で行 い、かつ、納期 内納入した場合は、 さらに0.5%を 加算)	納期内納入額の 2.5% (導入から5年間 は特例措置とし て+0.5%、また、 福岡県、福岡市、 北九州市の独自 制度として、交 付対象期間にお ける全ての申告 を電子申告で行 い、かつ、納期 内納入した場合は、 さらに0.5%を 加算)	納期内納入額の 2.5% (導入から5年間 は特例措置とし て+0.5%、また、 福岡県、福岡市、 北九州市の独自 制度として、交 付対象期間にお ける全ての申告 を電子申告で行 い、かつ、納期 内納入した場合は、 さらに0.5%を 加算)	納期内納入額の 2.5% 【交付上限額】 50万円

7 システム改修費整備補助金

宿泊税の特別徴収に当たり宿泊事業者には、新たにシステム等の改修に係る経費が発生するため、導入先行自治体の長崎市では、システム改修費整備補助金を交付している。(参考図表⑧)

長崎市においては、「補助率2分の1、上限50万円」の補助制度だが、システム改修費は宿泊事業者のシステムによってばらつきがあり、50万円以上の費用となる場合もある。一層の宿泊事業者の負担軽減を図るため「1施設あたり、50万円まで全額補助。50万円を超える部分は2分の1補助(上限100万円)」とすることが適切であると考える。

【方針】

◆システム改修費整備補助金

- ・1施設あたり、50万円まで全額補助。
50万円を超える部分は2分の1補助(上限100万円)

【整備対象例】 ※宿泊税導入に係る整備に限る。

- ・レジシステムの改修及び構築
- ・ソフトウェアの購入
- ・パソコン、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機
- ・POSレジ、宿泊税用券売機

【参考図表⑧】 宿泊税導入先行自治体における状況(システム改修費整備補助金)

課税団体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	2002(平成14)年 10月	2017(平成29)年 1月	2018(平成30)年 10月	2019(平成31)年 4月	2019(令和元)年 11月	2020(令和2年) 4月	2020(令和2年) 4月	2020(令和2)年 4月	2023(令和5)年 4月
名称	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	長崎市宿泊税システム整備費補助金
目的	—	—	—	—	—	—	—	—	宿泊税導入に伴う事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図ることを目的とし、宿泊税特別徴収義務者申告書を提出していただいた方を対象に既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入費用の一部を補助する。
交付額									補助率 2分の1 (千円未満切り捨て) 補助限度額 50万円

8 宿泊税の課税要件の考え方（まとめ）

本検討委員会の方針は下表のとおりである。

項目	要件	考え方
課税客体 納税義務者 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> ◆課税客体： <ul style="list-style-type: none"> ・市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 →旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 →住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊） ◆納税義務者： <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設への宿泊者 ◆課税標準 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設への宿泊数 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税客体を宿泊行為とした場合には、享受する行政サービスにおいては、宿泊施設による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から全ての宿泊施設を対象とする。
特別徴収義務者 徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆特別徴収義務者： <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 ◆徴収方法： <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収（特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し、市へ納入） ◆申告期限 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入先行自治体と同様に、宿泊事業者を特別徴収義務者とする特別徴収の方法が適当である。
税率（税額）	1人1泊につき200円 （税込規模2億円）	<ul style="list-style-type: none"> ・今後必要となる「まちの成長」に向けた事業規模を勘案。 ・一定の税収を確保しながら宿泊事業者の作業負担軽減となるよう、一律の税率（税額）とする。

項目	要件	考え方
免税点	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・享受する行政サービスにおいては、宿泊料金による大きな違いがないため、課税の公平性の観点から免税点は設けない。
課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・課税免除を設ける基準が難しく、作業が複雑。 ・常滑市では、修学旅行の受入がほとんどない。
検討(見直し等)	条例施行後3年、その後は5年を目途に見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に宿泊税のあり方、効果を検証する必要がある。 ・いずれの導入先行自治体も3年または5年で見直している。
特別徴収義務者 報奨金	納期内納入額の6.0% (上限なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収の事務負担を考慮する必要がある。 ・現金以外の決済における手数料を考慮し、導入先行自治体の2.5%に上乗せして交付する。
システム改修 費整備補助金	1施設あたり、50万円まで全額補助 50万円を超える部分は2分の1補助(上限100万円)	<ul style="list-style-type: none"> ・システム改修費は宿泊事業者のシステムによってばらつきがある。 ・宿泊事業者の負担軽減を図る

第6 おわりに（まとめ）

本検討委員会は、常滑市への来訪者の満足度向上をはじめとした「まちの成長」につながる取組の新たな財源として、法定外目的税である宿泊税を導入することについて、多様な視点から導入の妥当性、財源の規模及び使途、課税の対象の範囲、税率等の検討を行ってきた。

これまでの会議における議論の内容を踏まえ、本検討委員会では以下の点について常滑市に提言する。

- 1 宿泊税の導入については、本検討委員会として妥当性があると考えますが、課税要件や使途について、関係事業者等への説明等を通じて、導入への理解を得ていくことを求める。
また、導入時期は、宿泊事業者に過度な負担が生じないように配慮すること。
- 2 宿泊税の活用については、使途の三原則や常滑市の観光戦略である「常滑市観光戦略プラン2022」をふまえ、方向性や優先順位を明確にした上で、取り組むこと。
また、宿泊税の導入前から可能な範囲で使途に基づく取組を開始し、観光地としての「機運醸成」や「認知拡大」を図ること。
- 3 宿泊税の導入後は、効果検証を行い、その結果を関係事業者等に発信すること。
特に効果検証にあたっては、関係事業者等へのヒアリングや協議等を行い、その意見を踏まえた検証を行うことを求める。

以上の提言を踏まえた上で、宿泊税を活用した効果的な施策の展開により、来訪者（宿泊者）の増加→宿泊税の増加→新たなサービス提供という好循環が生まれることで、常滑市の魅力が高まり、来訪者（宿泊者）だけでなく住む人にとっても「満足度の高いまち」になることを期待する。

また、本検討委員会では、当初3年、以後は5年ごとに社会情勢の変化等を考慮し、宿泊税について見直しを行うよう求めており、課税制度や使途の検討を行い、必要に応じて、所要の措置を講じられたい。

最後に、本検討委員会における検討のため、ヒアリングやアンケート調査にご協力いただいた宿泊事業者の皆様、調査検討に際しご協力いただいた関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

令和5年11月
常滑市宿泊税検討委員会

◆参考1：委員名簿

役職	氏名	所属
委員長	鈴木健司	日本福祉大学 経済学部経済学科 准教授
副委員長	岡田展利	常滑・半田エリアホテルズ会 会長 株式会社Jホテル Jホテルりんくう 支配人
委員	辻井賢吾	常滑商工会議所 事務局長
〃	田村史彦	一般社団法人とこなめ観光協会
〃	熊澤加代子	株式会社東横イン 東横 INN 中部国際空港Ⅰ・Ⅱ 支配人
	清水幸奈	株式会社東横イン 東横 INN 中部国際空港Ⅱ 支配人
〃	福山佳与子	株式会社リクルート 旅行 Division 地域創造部 グループマネジャー
〃	山田朝夫	常滑市副市長

◆参考2：検討経過

時期	内容
令和5年7月28日	宿泊税検討委員会 勉強会 ・常滑市の観光の現状について ・宿泊税について
令和5年8月1・2日	長崎市視察 ・長崎市役所との意見交換 ・長崎旅館ホテル組合との意見交換
令和5年8月21日	第1回宿泊税検討委員会 ・課税要件(素案)、使途(素案)について
令和5年10月18日	第2回宿泊税検討委員会 ・第1回宿泊税検討委員会の振り返り及び市 の見解について ・宿泊事業者ヒアリング結果について ・宿泊税検討委員会報告書(素案)について
令和5年11月8日	第3回宿泊税検討委員会 ・宿泊税検討委員会報告書(案)について

◆参考3：宿泊事業者へのヒアリング等

時 期	内 容
令和5年6月～7月	宿泊税導入の検討に関するアンケート調査 ・ 宿泊料金や宿泊税を導入した場合の影響や税率、希望する用途について意見を求めた。 (回答事業者数：24)
令和5年9月	宿泊事業者へのヒアリング ・ 宿泊税の導入や希望する用途、(導入する場合の)導入時期や会計システム導入費用と導入までの期間、宿泊客数の推移について意見を求めた。 (回答事業者数：15)
令和5年10月18日	愛知県ホテル・旅館生活衛生同業組合 知多支部へのヒアリング

